

第 3 次 米原市行財政改革大綱

平成 27 年（2015 年） 3 月



米原市

目 次

第1	行財政改革の必要性	• • • • • 1
第2	行財政改革の基本理念および目標	• • • • • 2
1	行財政改革の基本理念	
2	行財政改革の目標	
第3	行財政改革の基本方針	• • • • • 3
第4	行財政改革推進項目（重点項目）	• • • • • 4
1	地域力の創造（多様な主体を活かす地域経営）	《基本方針1》
2	職員力の向上	《基本方針2》
3	自立した行政経営の推進	《基本方針3》
第5	行財政改革大綱の体系	• • • • • 8
第6	行財政改革大綱の推進	• • • • • 9
1	第3次行財政改革大綱の位置付け	
2	推進期間	
3	推進体制と進捗管理の方法	

第1 行財政改革の必要性

本市が平成 27 年度から取り組む第3次行財政改革(以下「第3次改革」という。)は、社会経済環境の激しい変化や厳しい財政状況が見込まれる中で、これまでの行政経営の在り方を原点に返って見直し、未来につなげる持続可能な行財政基盤の確立を推進するとともに、効率的で効果的な行政経営および地域経営を実行しようとするものです。

本市を取り巻く社会経済環境

◆ 人口減少と少子高齢化社会への挑戦

- ・急速な少子高齢化の進展に伴う、社会保障関係経費の増大
- ・人口減少や少子高齢化による、地域活力の低下

◆ 地方分権時代の行政経営

- ・権限移譲等に伴う行政範囲の拡大
- ・質の高いサービス提供につなげる行財政基盤の強化

◆ 多様な主体との協働による地域経営の推進

- ・社会経済環境の変化に対応した公共的サービスの提供
- ・「新しい公共」としての市民、事業者、市民自治組織等の役割強化

◆ 「米原らしさ」が創造される都市経営の推進

- ・まいばらの個性や魅力を創造し、希望にあふれる都市経営の推進

◆ 厳しさを増す財政状況

- ・普通交付税の合併算定替えによる特別加算額の縮減※1
- ・景気の先行きが不透明な中での、税收の伸び悩み
- ・公共施設等の更新、維持補修経費の増加

社会経済環境の変化と厳しい財政状況への対応として、
確かな行財政基盤の確立を推進し、
効率的で効果的な行政経営と地域経営の実行が必要

更なる行財政改革の取組

※1 合併年度を含む 10 年間は、合併がなかったものと仮定して旧町単位で毎年算定した普通交付税額が保障され、さらにその後5か年度は激変緩和措置として段階的に特例分が縮減されていく制度です。

第2 行財政改革の基本理念および目標

1 行財政改革の基本理念

基本理念

市民、地域とともに築く個性的で魅力的な「希望都市まいばら」の実現

地方分権時代にふさわしい自立した基礎自治体として、個性的で魅力的なまちづくりを戦略的に推進していくためには、限られた経営資源(ヒト・モノ・カネ)に磨きをかけ、行財政基盤の確立を推進するとともに、市民、事業者等(地域)と行政との信頼関係の下、更なる協働を進めていく必要があります。

このような観点から第3次改革では、社会経済環境の変化に対応できる効率的で効果的な行政経営および地域経営を実行し、「希望都市まいばら」の実現を目指します。

2 行財政改革の目標

改革目標

社会経済環境の変化に対応できる堅固な行財政基盤の確立

基本理念の実現を目指して、第3次改革の目標を設定し、不断の取組を推進します。

この目標達成に向けて、「最少の経費で最大の効果を挙げる」という行政の使命を貫き、次の視点で改革に取り組みます。

■ 改革の視点

① 「自助・共助・公助」に基づく協働と役割分担

行政だけが公共サービスを担うのではなく、市民、事業者等が協働し、対等な立場で役割分担しながら公共サービスを創出することを促進する観点から、「民間(市民、事業者等)ができることは民間が担う」を基本に、行政の関与を段階的に縮小して役割分担を図り、公共サービスへの多様な主体の参入の促進に取り組みます。

② 未来につなぐための選択

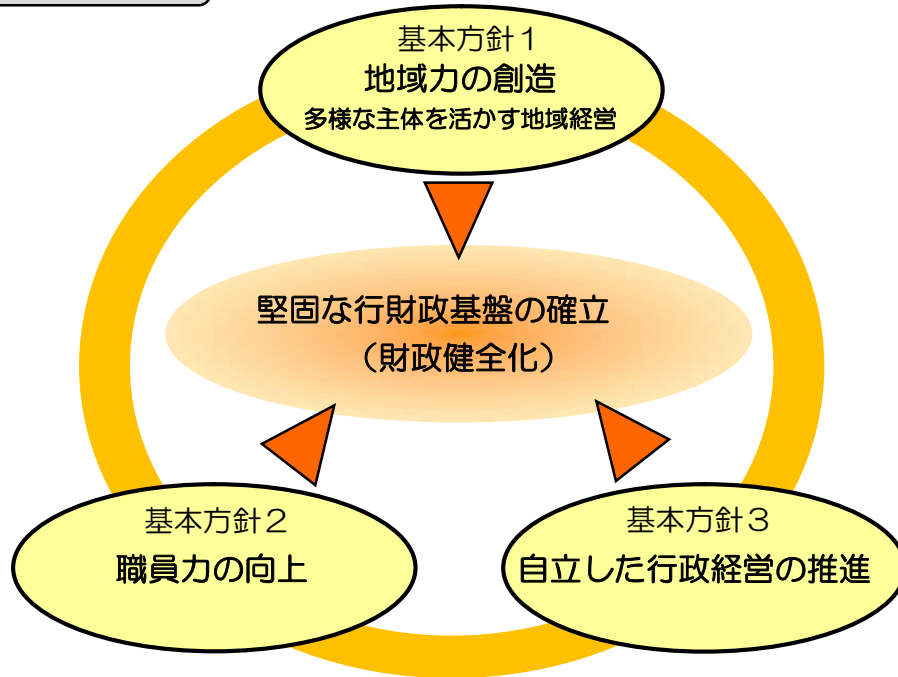
限られた経営資源を有効に活用するためにはスクラップアンドビルドを徹底し、あらゆる事務事業(公共サービス)において行政が取り組む必然性、必要性さらには費用対効果を検証し、真に必要なサービスを選択する視点が重要です。

次世代に負担を残さないという姿勢で、仕事のムダと経費のムダの徹底的排除(経費の削減と財源の確保)に取り組みます。

第3 行財政改革の基本方針

第3次改革の目標の実現に向けて、次の基本方針を掲げ、計画的に取り組めます。

3つの基本方針



■ 基本方針1 地域力の創造(多様な主体を活かす地域経営)

社会経済環境の変化の中で、今後一層、市民、事業者等(地域)の多様な主体が行政と協働し、公共的サービスを確保していくことが求められます。地域自らが戦略的に地域づくりを担う地域経営を推進し、地域の活力を醸成し、地域力の創造に取り組めます。

■ 基本方針2 職員力の向上

効果的で効率的な行政経営および地域経営を実行するためには、それを担う職員の意欲や能力の向上が必要不可欠です。積極的に地域に参画し、市民や地域と向き合う中で課題を見出し、解決策を提案、実行できる職員の育成や、急激な社会経済環境の変化に対応できる組織体制の改革に取り組めます。

■ 基本方針3 自立した行政経営の推進

限られた行政資源で多種多様化する市民ニーズに的確に対応するため、これまで以上に行政経営の効率化を進めていく必要があります。行政評価の推進により、最少の経費で最大の効果が得られるよう行政サービスの質的向上に取り組むとともに、将来を見据えた公共施設の適正配置と総合的な管理を進めます。

第4 行財政改革推進項目（重点項目）

改革目標を実現するために、次に掲げる行財政課題に取り組みます。

なお、第3次改革では、全市的な対応や中長期的な視点が必要とされる事項のうち、現時点で道半ばの取組や改革の中核的役割を担うものとして更なる内容の充実を図る取組を重点項目として位置付けます。

1 地域力の創造（多様な主体を活かす地域経営）《基本方針1》

■ まちづくりを担う多様な主体との協働

地域担当職員制度※²、市民協働提案事業※³などを通じて、市民、事業者等（地域）との信頼関係を構築し、協働によるまちづくりを推進します。また、民間活力の積極的な活用を進めるとともに、その担い手となる市民、事業者等の育成や環境整備に取り組みます。

【取組項目】

① 協働のまちづくりの推進 〈重点項目〉

- ・地域担当職員制度、市民協働提案事業などを通じて、市民、事業者等（地域）との信頼関係を構築し、協働のまちづくりを推進します。
- ・公共的サービスを担う団体や人材の育成、支援を推進するとともに、活動拠点の整備に取り組みます。

② 民間活力の積極的な活用 〈重点項目〉

- ・公共的サービスを行政が直営で行うより、市民、事業者等（地域）が行う方がサービス水準の向上や経費削減を図ることが見込まれる業務は、民間活力の積極的な活用に取り組みます。

■ 市政の透明化の推進

協働によるまちづくりを推進するためには、それを担う市民、事業者等への情報提供の充実が不可欠です。多様な手段により、行政情報を分かりやすく提供することで、情報の共有化を進めます。また、市民参画の機会の確保に努め、特に若者や女性の市政への参画を推進します。

【取組項目】

① 市民への情報提供の充実

- ・多様な手段により、行政情報を市民に分かりやすく提供し、情報の共有化に取り組みます。

② 市政への市民参画機会の充実

- ・協働による市政運営の推進を図るため、若者や女性の参画機会の拡大に取り組みます。

※² 地域担当職員制度は、職員が地域課題と向き合い、市のパイプ役となって地域独自の課題を解決することを目的に自治会の依頼により職員を派遣する制度です。

※³ 市民協働提案事業は、市民と市が協働により住みよいまちづくりの実現を目指すことを目的に、市民による公益活動の専門性、柔軟性等の特性を生かした事業の提案を公募し、市と協働で実施する事業です。

2 職員力の向上《基本方針2》

■ 職員の資質向上と意識改革

市民や地域とともに行財政改革を推進し、実効性のあるものにするためには、それを担う職員の意識や能力の向上が不可欠です。人材育成基本方針に基づき職員の資質を高めるため、改革が当たり前の組織風土づくりや市民や地域から信頼される職員の育成に取り組みます。

【取組項目】

① 人財※4育成の推進〈重点項目〉

- ・職位職責に応じた能力開発や職場での活用、意識の改革につながる効果的な研修プログラムを開発し、年次ごとに研修計画を策定し取り組みます。
- ・職員のモチベーションを引き出し、人財育成および組織マネジメントに有効な仕組みとなるように、人事考課制度を見直します。

② 職員の意識改革

- ・職員提案制度による事務、業務改善の取組を全庁的に推進します。
- ・地域担当職員制度、協働研修などを通じて職員の地域参画、意識向上を推進します。

■ 組織体制の改革

急激な社会経済環境の変化に即応した柔軟で効率的な組織体制の構築、多種多様化する行政課題に対応するための庁内連携の強化など、組織体制を改革していきます。

【取組項目】

① 効率的で機動的な組織体制整備

- ・退職などによる組織の弱体化を招かないよう配慮しながら、定員適正化計画に基づく計画的な定員管理に取り組みます。
- ・庁内連携の強化を推進し、多種多様化する行政課題に取り組みます。

② 危機管理体制の強化

- ・自然環境の変化に伴う突発的な災害などに、迅速かつ的確に対応できる危機管理体制の強化に取り組みます。
- ・行政の透明性、信頼性の向上のため、コンプライアンス(法令遵守)の徹底に取り組みます。

※4 「人財」とは、組織で働くヒトは大切な「財」＝経営資源(ヒト・モノ・カネ)であるという一つの考え方としています。

3 自立した行政経営の推進〈基本方針3〉

■ 行政サービスの質的改革

限られた経営資源を効率的かつ効果的に活用するため、行政評価(事業評価と事業整理)を推進し、市民意向の的確な把握やICT※5の活用等により、行政サービスの質的向上を図ります。

【取組項目】

① 行政評価(事業評価と事業整理)の推進 〈重点項目〉

- ・行財政マネジメントシステムの活用により事務事業の再編、整理を進め、行政が担うべき役割の重点化を図り、市民サービスの質的向上に取り組めます。

② 市民意向の的確な反映

- ・地域に寄り添うことを基本とし、多様な手段により広聴の機会を拡充し、市民意向の把握に取り組めます。

③ ICT活用の推進

- ・ICTの活用による業務改革を進め、市民サービスの質的向上と業務の効率化に取り組めます。

④ ゼロ予算事業、低予算事業の推進

- ・職員の創意工夫や市民、事業者等との協働により、経費を掛けず実施できる事業に取り組めます。

■ 公共施設の適正化

公共施設やインフラ資産(道路、橋りょう、上下水道など)の経年劣化に伴う維持管理費や更新費用の増加が見込まれ、現行の全ての施設等を維持し続けることが厳しい状況です。このため、公共施設については、更新費用や管理運営費用の負担軽減のため、統廃合による適正化に取り組めます。また、インフラ資産については、長期的な視点による計画的な更新と長寿命化を図ります。

【取組項目】

① 公共施設等の再配置(統廃合)の推進 〈重点項目〉

- ・公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設の再配置(統廃合)を進め、市の規模に見合う適正な施設配置に取り組めます。
- ・インフラ資産(道路、橋りょう、上下水道など)は、計画的な更新と長寿命化に取り組めます。
- ・統廃合などにより遊休化している施設については、計画的に処分を進めます。

※5 ICTは、「Information and Communication Technology」の略で「情報通信技術」を意味します。

■ 財政基盤の強化

特別会計事業※⁶の運営に当たっては、独立採算を基本に効率的な運営を推進するとともに、財源確保のための適正な料金の設定に努めます。

また、市税等の収納対策に積極的に取り組み徴収率の向上、負担の公平性の確保と受益者負担の適正化を図るほか、新たな財源の確保など財政基盤の強化を推進します。

【取組項目】

① 特別会計事業の財政健全化 〈重点項目〉

- ・業務等の合理化、効率化の推進による支出の抑制と積極的な収入の確保により、経営の安定化に取り組みます。
- ・経営基盤の安定化を図るため、適正な料金の設定に取り組みます。
- ・民間委託、民営化など実施方法の変更などにより、サービス向上、経費削減等が図られる業務については、積極的な見直しに取り組みます。

② 徴収率の向上と債権の適正管理 〈重点項目〉

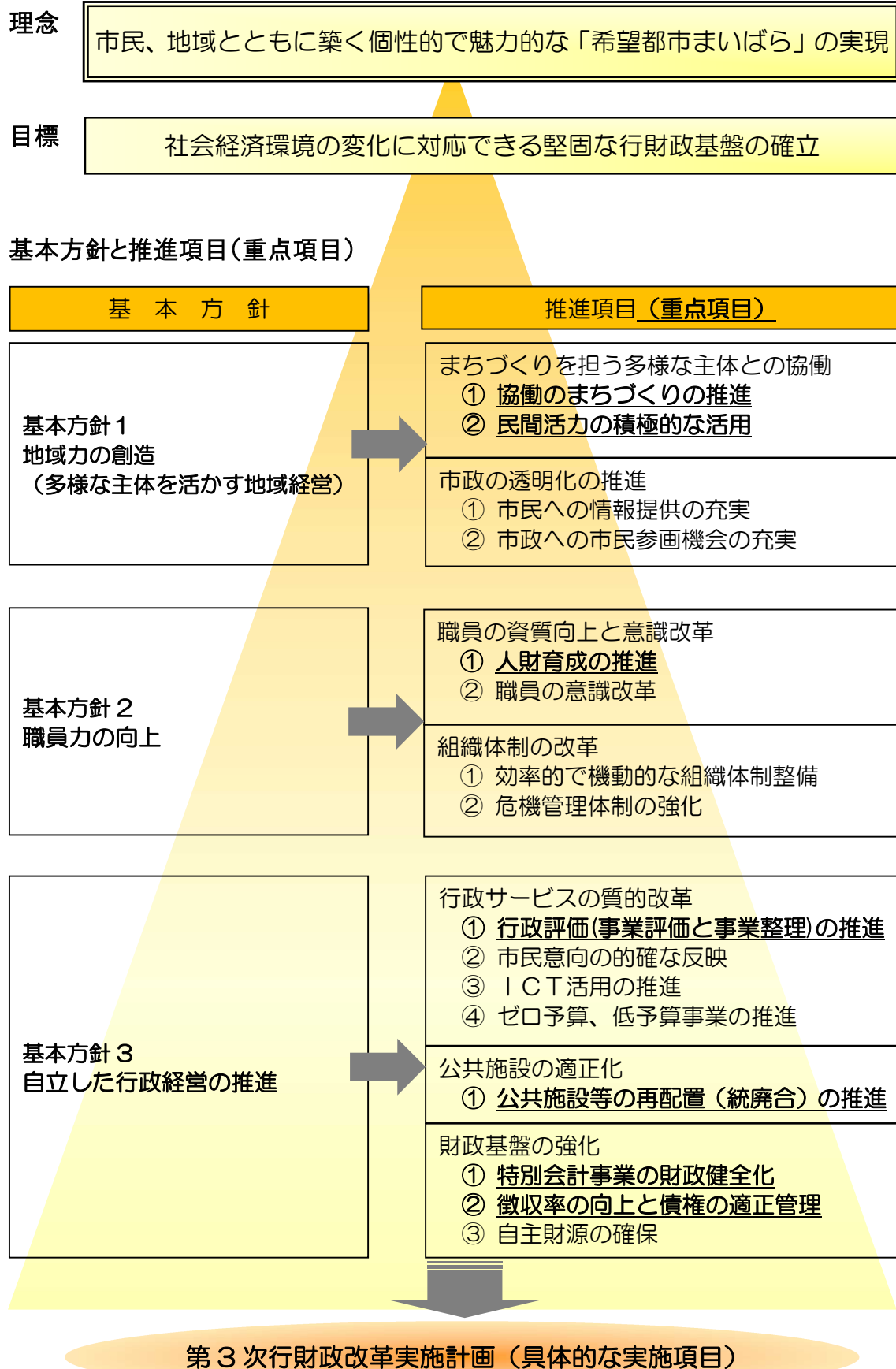
- ・税負担の公平性の確保のため、市税等の収納対策の強化を図り、徴収率の向上に取り組みます。債権のより一層の適正管理に取り組みます。

③ 自主財源の確保

- ・市有財産の処分（貸付け）、寄付金、負担金など、自主財源の確保に取り組みます。

※6 特別会計事業は、特定の事業を行うために特定の歳入歳出を一般会計の歳入歳出と区別して、別に経理するための会計事業です（例えば、企業事業（水道）、国民健康保険事業、下水道事業などです。）。

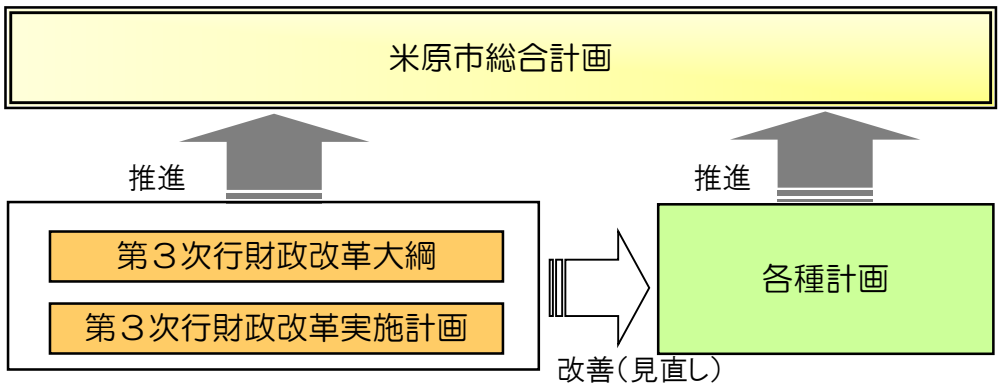
第5 行財政改革大綱の体系



第6 行財政改革大綱の推進

1 第3次行財政改革大綱の位置付け

第3次行財政改革大綱(以下「第3次大綱」という。)は、米原市総合計画を推進するための一翼を担うものとし、政策実現のための都市経営手法の一つとして位置付けしています。



2 推進期間

第3次大綱は、平成 27 年度(2015 年度)から平成 31 年度(2019 年度)までの5年間を推進期間とします。

3 推進体制と進捗管理の方法

■ 第3次行財政改革実施計画の策定

第3次大綱に基づき、行財政改革を着実に取り組むため、具体的な取組内容、時期および目標を明確にした「第3次行財政改革実施計画」を策定します。

計画／年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33
第3次行財政改革 実施計画										
				第3次実施計画						
				第2次実施計画						

■ 推進体制

行財政改革推進本部員会議

・幹部職員で構成する行財政改革推進本部会議を設置し、大綱および実施計画を策定します。全庁的な取組であることから、本部員は改革の司令塔として進行管理を的確に行うとともに、所属職員に対して適宜必要な指示と情報提供を行い、改革意識の醸成に努めます。

行財政改革市民会議

・本部員会議で策定された実施計画、進捗状況および推進項目(重点項目)について、調査審議します。

■ 進捗管理等

① 進捗状況の管理

・各年度の上半期終了時および年度終了時において進捗状況を取りまとめます。
・進捗状況を取りまとめたのち、本部員会議および市民会議において、進捗状況の確認および調査審議を行います。

② 推進項目(重点項目)の評価

・推進項目のうち重点項目については、市民会議において事業の進捗、事業の効果など様々な視点で評価を実施し、事業の推進、改善(見直し)に取り組めます。

③ 成果の公表

・第3次改革の取組内容および成果を公表します。なお、公表に当たっては、市民の理解が得られるよう、分かりやすい情報提供に取り組めます。

